外国人材の受入れ・共生のための 総合的対応策検討会(第3回) 議事録

第1 日 時 平成30年10月24日(水) 自 午後 3時00分 至 午後 5時05分

第2 場 所 最高検察庁20階大会議室

- 第3 議 題 (1)「『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正 する法律案」の骨子
 - (2)全国知事会及び外国人労働者政策に関する民間有識者からのヒアリング
 - (3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策

第4 議事 (次のとおり)

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは,定刻となりましたので,第3回外国人材の 受入れ・共生のための総合的対応策検討会を開催します。

本日は,議長であります法務省大臣官房審議官の金子が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

それから,本日は,豊橋市長の佐原委員が御出席でございますので,一言御挨拶いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

佐原委員 皆さん,こんにちは。

東京から新幹線で行きますと,静岡県境を越えて愛知県の最初の停車駅である豊橋市から やってまいりました。

日系ブラジル人が非常にたくさん住んでいる街で,外国人集住都市会議のブロックリーダーもしております。本日はいろいろと意見を述べさせていただいたり,皆様からの情報をいただいたり,大変楽しみにやってまいりました。よろしくお願いいたします。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

また,本日は,全国知事会及び民間有識者の方にヒアリングにお越しいただいておりますので,私からお名前を御紹介させていただきます。

全国知事会から青木清人愛知県県民文化部社会活動推進課多文化共生推進室長様。

全国知事会 青木でございます。よろしくお願いします。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それから,民間有識者として,渋澤健シブサワ・アンド・カンパニー株式会社代表取締役様です。

シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 渋澤です。どうぞよろしくお願いします。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは,議事に先立って,配付資料の確認をさせていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 事務局から,配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の資料を御確認いただければと思います。

まず,議事次第と,それから配席図がございます。

そして,本日の資料としましては,5種類の資料を用意しております。

まず,資料1は,「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子について」というペーパー,資料2は,「新たな外国人材の受入れに関する在留資格 『特定技能』の創設について」と題するペーパー,資料3は,ヒアリング出席者から提出いただいた資料でございまして,全国知事会及び渋澤様から提出いただいているものでございます。

それから,資料4でございますけれども,「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策(2)」というタイトルの資料,資料5としまして,第2回検討会後に行ったヒアリングの結果概要として「関係者ヒアリング結果概要」というタイトルのものでございます。資料5に関しましては,添付資料が複数ございます。

それから,資料6でございますけれども,村上委員から提出いただいた資料で複数ございます。

資料について,お手元にございますでしょうか。不備がある方は,恐れ入りますが,お近くの職員までおっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

事務局からの説明は以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは,議事の(1)に入ります。

「『出入国管理及び難民認定法』及び『法務省設置法』の一部を改正する法律案」の骨子でございます。

御案内のとおり,この件につきましては,次の臨時会の提出予定ということで報道されているところです。

この検討会は,共生施策を検討するものであり,受入れ制度そのものを検討する場ではございませんが,皆さん御関心も高いことかと思いますので,その骨子を説明させていただこうと思います。よろしくお願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省入国管理局参事官の根岸と申します。よろしくお願いいたします。

それでは,私から,お手元の資料1と2のうち主に資料1を使いまして,「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案の骨子」について御報告を申し上げます。

まず,資料1の表の左上からでございますが,この法律,大きく2つの柱があり,1つがこの新しい在留資格の創設であり,もう1つが法務省設置法の改正です。

左上から申し上げますと,在留資格「特定技能」を創設するということでございます。特定技能1号と2号と分けておりまして,特定技能1号といいますのが,不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する,相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格ということでございます。

したがって、人材が不足している分野で、かつ相当程度の知識・経験を要する技能という 2 つの要件がかかる形になっております。したがって、例えば人材は不足しているけれども、全くの技能を要しない業務は対象にならないですし、一定の技能は要するものの、人材は足りているというところも対象にならないということになります。この人材が不足しているというのは、単に現在、人手が不足しているということだけで捉えるわけではなくて、生産性の向上ですとか、日本人労働者の確保ですとか、様々な努力を講じてもなお人材が不足している、外国人で補わざるを得ないというような分野ということになります。こうした点を、まずは業所管庁で検討した上で、政府全体で本当にそこが必要なのかということを検討していくということになります。

それから,特定技能の2号ですけれども,同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格でございます。これは熟練した技能という域に達している者ということでございます。いわば,既存の専門的・技術的分野の就労目的の在留資格,もちろんそれぞれに要する知識や技能というのは違いますので,一概にその水準を申し上げにくいのですが,いわば,今まである専門的・技術的分野の在留資格と同程度の熟練した技能を要する業務ということになります。

イメージとしては,この1号で人手不足の分野で入国して働きますが,5年を限度として ございます。通算で5年としていますが,今回,この制度は別にレベルアップを義務付ける ような仕組みではありませんけれども,その間に技能が身に付いて,あるいは個人的にも努 力をされて知識も身に付けるという方もいらっしゃると思います。そうした熟練の域に達したような方については,試験制度などでその技能レベルを測った上で,2号に移行することも可能となるように考えております。

この2号になりますと、7のところに書いておりますけれども、現行の一般の就労の在留 資格と同程度ということになりますので、滞在期間の上限というものを設定したりですとか、 あるいは家族帯同を認めない理由というのがなくなってきます。在留期間も通常の在留資格 と同様に、1回当たりの許可というのは1年とか3年とかという形で許可をしていくことに なりますが、その更新回数の上限はなくなります。最大の通算の滞在年数を何年までという ような規制は考えておらず、特に問題なければ更新許可を受けることが可能になるというこ とで考えてございます。

それから,2の受入れのプロセス等ですけれども,まずは法律案を国会で御審議をいただいて,それが成立した上でという前提ではございますが,どの分野で受け入れるに当たっても共通となる事項については基本方針という形で閣議決定をしていく仕組みでございます。

その閣議決定で定めた分野横断的な基本方針にのっとって,受入れ分野を決めるだけではなく,その分野でどういう要件で,どのように受け入れていくかというようなことについて,分野別の運用方針を決めていくという流れで考えております。

次に、少し飛びまして、下の3ですけれども、「外国人に対する支援に関する規定の整備」と書いてございます。

我々入管は,いわば管理の役所でございますので,なかなか今までは支援というような言葉は使ってきませんでした。一部に支援的な業務はありましたが,やはりメインの業務ではなかったわけであります。

しかし,今回,新しい在留資格を作るに当たって,専門的・技術的分野という大きな考え方の中ではありますけれども,従来の在留資格の水準から比べると,また少し違った方々が入ってこられるということもございますので,受入れ機関にはしっかり責任を持って支援をしていただこうということを考えています。

支援に関する内容が3,4,5の辺りですが,受入れ機関,これは受入れ企業ですが,その企業の方々に,まずは支援をしっかりやっていただくということを義務付けます。ただ,小さい企業なども想定されますので,その企業自身で支援をしっかりやり遂げるというのはなかなか難しい場合もあるだろう,大きい企業ですとか,あるいはたまたまそういうことができる人材がいらっしゃる企業というのはあるでしょうが,必ずしもそういう方がおられるわけではないと考えられます。そういう場合には,5にあります登録支援機関というところに支援を代わってやっていただくことを考えており,いわば,受入れ機関が登録支援機関に支援業務を委託するという形です。いずれにしても,受入れ機関の責任で自ら支援をするのか,あるいは登録支援機関に頼んで支援をしてもらうのか,いずれかの形で必ずやっていただくということで考えております。

今,支援のところ以外では,受入れ機関について,4の(1)の初めの方に書いていますが,これは例えばですけれども,受入れ機関の基準のうち,報酬額が日本人と同等以上であること,これは必ず確保しなければいけないということで,基準の中で決めていくということになります。雇用契約を結んでいただくことになりまして,その中で基準を定めるということになっております。

登録支援機関につきましては,業界団体がなるということもあるでしょうし,士業の方がなるということもあるだろうと考えております。

それから,6のところでは,そういう受入れ機関ですとか登録支援機関について,しっかり適正な管理をしていかなければいけませんので,そのために必要な届出ですとか報告徴収,場合によっては改善命令ですとか,そういうような規定も併せて整備をするということにしてございます。

そのほか、関連の規定の整備が定められてございます。

それから,1枚めくっていただきまして,次のページに,法務省設置法の改正について記載をしてございます。

法務省の任務の中に「出入国の公正な管理」と書いているんですが、この言葉の意義の中から「在留の管理」という言葉を抜き出し、明確化しようとするものです。

今回のこの法務省設置法の改正のメインは,現在法務省の内部部局として入国管理局があるわけですが,これを「出入国在留管理庁」という外局にしようということでございます。この名前,庁の名前自身も「入国管理局」がただ「入国管理庁」になるわけではなくて,「出入国在留管理庁」という形で,今回,特に何か在留に守備範囲そのものが,濃くはなりますけれども,守備範囲そのものが広がるとか,どこかの省庁から事務を持ってくるですとか,そういうことではありません。

今までは入国管理といいますと、法律上の概念では、これは入国から出国まで、間の在留も全部含んだ概念なんですが、やはりボーダー・コントロールの役所というイメージがありまして、空港での審査のようなところが主に見られていましたが、在留が最近特に重要になってきて、これから更に重要になるだろうという中にあって、在留管理ということを明示的に、いわば言葉の意味は同じなんですけれども、そこを分解して抜き出したということでございます。そういう形で、「出入国在留管理庁」という形で設置をしていきたいと考えております。

これに関連して,入管法においても,法務大臣の権限を出入国在留管理庁長官の権限にする部分等,所要の改正を行うこととしております。

雑駁ではありますが,法律案の骨子については以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

それでは,ここで,次の議事に入る前に,前回も報告のありました総合的対応策の項目3 (4)の社会保障の点につきまして,検討が進んだ点があると聞いておりますので,改めて この点について,法務省及び厚生労働省から説明をお願いしたいと思います。

法務省入国管理局参事官 引き続きまして,法務省入国管理局でございます。

社会保険の関係でございますが、先ほど御説明をしました新しい在留資格を作るというような制度改正を進めているわけですけれども、そういう仕組みの検討に当たって、これらの外国人の社会保険への加入を確保すること、そして、適正な所属機関の下で外国人の安定的な在留を確保していただくということが非常に重要でございますので、厚生労働省と法務省が情報の連携を図るということについて検討を行ってまいりました。前回も若干御報告を申し上げたところでございます。

その結果,特定技能の外国人,この受入れ制度の運用を開始するに当たって,上陸許可ですとか在留資格の変更の許可ですとか,入管で様々な許認可の手続がございます。そうした

上陸許可,在留資格変更許可等をした特定技能の外国人の身分事項ですとか所属機関,そうした情報を社会保険を所管している厚生労働省に提供して,関係機関においてその情報を活用しながら確認作業,あるいは必要に応じた加入指導に役立てていただくといった社会保険の加入促進に取り組んでいくこととしています。

新しい在留資格に特有の問題ではございませんので,その他の在留資格についても,引き続き社会保険の加入促進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

法務省からは以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 厚生労働省,お願いできますか。

厚生労働省政策統括官付参事官(社会保障担当) 厚生労働省です。

前回もこの場で申し上げておりますが,我が国におきましては,医療,介護,雇用といった社会保険・労働保険制度がございますけれども,これらについては国籍にかかわらず等しく適用するということを基本としておりまして,外国人の方々も含めた確実な適用ということは非常に重要な取組と考えております。

このため,今回,新たな在留資格を創設するに当たりまして,厚生労働省といたしましては,新たに受け入れることとなる外国人の方々に,それぞれの状況に応じて適切な社会保険が適用されるような仕組みを作ることが必要と考えております。このため,入国管理局と日本年金機構などの関係機関との間で連携協力体制を構築するということで,法務省との間で入国管理局との間の具体的な情報連携の在り方について検討を進めてまいったところでございます。

その結果,先ほど法務省からも概略お話を頂戴したところでございますが,入国管理局から,新たな在留資格で入国する外国人について,氏名,性別,国籍,住所などの身分に関する情報,また,その外国人が働く受入れ機関の情報などを,節目に応じて厚生労働省側に提供いただくという仕組みを設けていただくという形になっているところでございます。

これらによって提供されます情報を,今後,私どもでもしっかりと活用して,健康保険,厚生年金保険につきまして,受入れ機関の事業主を通じて,国民健康保険や国民年金につきましては外国人御本人から,日本人と同様に確実な加入手続や保険料納付が行われますように,日本年金機構や各医療保険者とよく連携をして,適用状況の確認,また,加入の勧奨といったことに取り組んでいきたいと考えております。

ただ,一方で,外国人の方々に着実に適用されるということをやっていくためには,やはりここで受け入れる事業所や登録支援機関の皆様からも適切な支援を行っていただくということが求められると考えております。このため,法務省とよく連携しまして,受け入れる事業所や登録支援機関に対し,生活支援の一環として,母国語による社会保険などの加入手続の説明や相談窓口の御案内,あるいは必要に応じた相談窓口への同行といった支援を行っていただくということにしたところでございます。

以上のほか,在留期間の更新や在留資格の変更といった際に,国民健康保険や国民年金の 悪質な未納に対して,情報連携を行うことで更なる方策が可能かどうかということについて, 現在,引き続き法務省と検討を行っているところでございますので,こういったところもし っかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

次に,前回の検討会でも話題になっておりました日本語教育機関の質の確保に関して,第2回検討会から今回の間にヒアリングを行っておりますので,その結果について事務局から説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 事務局でございます。

第2回検討会後に行った関係者のヒアリングにつきましては,先ほど御説明させていただきました資料5の「関係者ヒアリング結果概要」に取りまとめてございます。

詳細はそちらを御覧いただければと思いますが,日本語教育に関しましては,群馬県太田市の公立小学校や教育委員会の方々,それから日本語教育専門家の龍谷大学名誉教授田尻英三先生からヒアリングを行いました。中身を簡単に御紹介いたします。

太田市の公立小学校や教育委員会の方々からは、「児童本人が日本国籍であっても、親が 外国籍の場合があることから、それぞれ翻訳や通訳が必要かについて確認して、国際教室を 設けて対応している」などの御意見がございました。

また,田尻先生からは,「日本語教育に関する問題に対応するには,取りまとめて司令塔的役割を担う省庁が必要なのではないか」でありますとか,「日本語教育機関の質の評価の枠組みは,法務省と文部科学省の共管で数年ごとに各機関のチェックを行わざるを得ないのではないか」などの御意見がありました。

更なる内容につきましては,資料に記載してあるとおりでございますので,お時間のあるときにお目通しいただければと思います。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

それでは,法務省,文部科学省から,日本語教育の質の確保につきまして,現在の検討状況について御説明をお願いいたします。

法務省入国管理局参事官 入国管理局でございます。

前回,日本語教育機関について,若干仕組みの御説明を申し上げましたが,留学生を受け入れることができる日本語教育機関については,法務省が法務大臣告示で定める形になっておりまして,その告示の基準においては,日本語教育機関は,地方入国管理局からその基準の適合性,その他運営の状況について点検を行うよう求められた場合には,速やかに点検を行い,報告することとされてございます。

現在,日本語教育機関の質の確保に向けた取組について,文部科学省と検討を重ねているところですけれども,法務省としては今後,先ほど申し上げました点検の仕組みをうまく使いまして,定期的に行うようなことを考えて,文部科学省とともに,報告資料に基づいて告示基準への適合性等を確認した上で,一定期間不適合な状態が継続するような,そういう場合には引き続き告示しておくことが適当でないと判断する場合があると思いますので,そういった場合の告示からの抹消手続についても整備するため,告示基準の改正を行ってはどうかなということを考えてございます。

そのほか,例えば日本語教育機関の日本語進学コースに在籍する者について,卒業時に日本語能力に係る客観的な評価のため,例えば日本語能力試験を実施するなどして,その結果を文部科学省に報告した上で公表してもらうとか,そういうものを義務付けるですとか,というようなことをやってはどうかなということを考えております。

それから,告示基準を改正しまして,卒業時に達成すべき日本語能力試験の例えば合格率

を,客観的指標として定めて,法務省,文部科学省が告示基準への適合性を確認した上で, 一定期間不適合が継続し,引き続き告示することが適当でないと判断した場合は,告示から の抹消手続を整備するというような措置をとったらどうかということを考えてございます。

これらの日本語教育機関の質の確保に向けた取組について,引き続き積極的に検討を進めていきたいと考えておりますので,文部科学省においても前向きに御協力を引き続き賜れればと考えております。

法務省から以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 文部科学省から,よろしくお願いします。 文部科学省大臣官房国際課長 文部科学省でございます。

文部科学省といたしましても,日本語教育機関の教育の質の向上という観点から,法務省におけます検討に対しまして,積極的に協力をさせていただきたいと思っております。

今,法務省から,具体的に3点,提案があったと認識しております。1つは,点検及び報告を定期的に行うことを求めるということ,それから日本語能力試験を活用するということ,それから日本語能力試験の合格率などの指標を定めると,こういったことについて今後検討していくということの御提案があったものと受け止めているところでございますが,具体的な義務付けの内容,方法,あるいは合格率も含めて,合格率以外の方法,どのような指標を用いて不適合あるいは抹消の判断を行うべきか,こういうことにつきましては,更に両省で検討していく必要があると考えているところでございます。

いずれにしましても,文部科学省としては,これまで教育機関の評価の仕組みの構築などについて培った知見を生かし,法務省に積極的に協力していきたいと思っております。 以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

法務省から何点かの提案がありまして,今,それに対する応答がございました。もう少し 文部科学省の御見解を伺えればと思うんですけれども,今,法務省から,定期的に点検・報 告をさせて,告示基準適合性を確認して,不適合機関の告示からの抹消を行う取組というこ とと,それから例えば日本語能力試験を実施して,その結果を踏まえて,告示基準適合性を 確認し,その不適合機関の告示からの抹消を行う取組ということが提案ありましたけれども, もう少し何か御紹介いただけるような検討がされていますでしょうか,あるいはそれについ て何かコメントできますでしょうか。

文部科学省大臣官房国際課長 若干繰り返しになってしまうかもしれませんけれども,まず一つ目の日本語教育機関の質を確保するという観点からは,設立だけではなく,中間あるいは事後,こういう方向で具体的にチェックを図っていくと,こういう大きな方向性について特段異論はないわけでございまして,積極的に検討に貢献していきたいと思っています。

その中身として,例えば今,合格率というお話ございましたけれども,それを用いてですね,不適合とか抹消を判断するということが,どういう方法で可能か,あるいは適切なのかということなど,指標も含めて,更に検討すべき点が若干あると認識しておりますので,引き続き両省で検討を進めさせていただければと考えております。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。 今の文部科学省のお答えに対して,法務省,何かコメント等ございますか。 法務省入国管理局参事官 目指すものは一緒だと思いますので,是非一緒に,質の向上に向けて取り組んでいければと思っておりますので,よろしくお願いいたします。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 今,前回までに取り上げた点として,社会保障,特に社会保険の問題,それから日本語教育機関の質の問題について,現段階での進展具合について御説明をさせていただきましたが,御意見,御質問ございましたら,よろしくお願いいたします。

高橋委員 日本語教育機関の質の確保ということで,法務省と文部科学省で検討を進めていただいているということは非常に前進だと思います。かつ,点検を定期的に行うということで,入り口の点だけではなくて,線でチェックしていくということは非常にいいことだと思います。

ただ,前回,ヒアリングさせていただいたときに,やはり日本語教育機関については教育内容の質の問題が非常に大きいということと,それから留学生の管理に問題があって,かつ教育機関によって質がばらついているという印象を受けました。そういう意味で,教育機関の中にきちんとガバナンスが働いているところとそうでないところがあるのではないかという印象を強く持ちました。

したがって,これから更に両省で検討されるということだと思いますけれども,できるだけ各学校の質が客観的に判断できるような形になるように,検討をお願いできればと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 高橋委員からの御発言について,コメントございますか,役所の方から。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。ありがとうございます。

今の高橋委員の御指摘も踏まえて,検討を進めてまいりたいと思いますが,今の御指摘の中にも,やはり客観的指標という御指摘がありまして,私,先ほど合格率というのを,一つの例示ではありますけれども,代表的に思いつきやすいものだと思いますものを挙げさせていただきました。

文部科学省からのお話にあったとおり、必ずしもそれだけではないかもしれませんし、そこは更に検討が必要かもしれませんけれども、やはりある程度客観的に示すことで、単なる公平性というだけではなくて、これを達成しなければいけないんだということの目指すもののメッセージ性もあると思いますので、そういった点も踏まえて指標をつくり、しっかり運用していくというような方向で、更に文部科学省と進めていきたいと思っております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 文部科学省はございますか。

文部科学省大臣官房国際課長 引き続き検討させていただきます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 以上の点について,検討の継続をお願いしたいと思います。

それでは,井上先生。

井上委員 法務省と厚生労働省の情報連携は大変重要な点だと思います。この点は,今後,ボリュームが恐らく大きくなってくると思われますので,電子政府化の流れの中で,在留外国人の方を認識する個人のキーはどういうものを使われるのか,マイナンバー等を使うのかをお聞かせ願いたいと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 役所の方からお願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

厚生労働省との様々な情報のやりとりにおいては,必ず一つのキーというのが今現在あるわけではないのですけれども,御指摘のように,マイナンバーというのは一つの考え方だと思いますが,やはりかなりセンシティブなものなので,今現在,入管は利用できる立場にないものですから,厚生労働省からいただいくことができない状態でございます。

それは一つの検討課題でありますけれども,まずもってありますのは,外国人ですので,必ず在留カードを持っていて,在留カード番号というのは一つのキーになり得る,ユニークキーとして使えるものではないかと考えております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 佐原委員,お願いします。

佐原委員 市町村の立場でお話をさせていただきます。

1点は,在留をしっかり把握していただきたい。先ほどのマイナンバーを使っていければ,本当にありがたいと思うところなんですけれども,在留がはっきりしないために市町村で何が起きているかというと,外国人が多いところは住民税の収納率が低くなるという問題が発生しています。極端なことを申し上げると,1月1日にいた人が翌日からどこへ行ったか分からなくなると,1年5か月徴収が出来ない。もう一方で,総務省からは,収納率が低いと交付税を引き下げられるということになり,市町村の努力が及ばない部分でペナルティを受けている。

そういった意味で,在留がはっきりして,収納率が高まるような仕掛けを仕組んでいただきたいというのが一つ,外国人が増えればそれがもっと増えるということですから。

それから,もう1点は,先ほど来,教育の話があったんですけれども,太田市の話は多分私たちと一緒で,子供の教育ということになるんですが,2号の人たちが家族を連れてくるようになると,また子供の教育の問題が発生します。この子の世代はどういう扱いになるのかということによっては,私たちは教育に対してどういうふうに打ち込まなければいけないのかという,ポジションがちょっと違ってくる可能性がある。そこのところを今,この制度設計の中でどういうふうに考えていらっしゃるか,教えていただけたらうれしく思います。

以上,2点です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 貴重な御指摘ありがとうございます。

まず,在留管理として,入管からお願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

まず、在留がはっきりしないというのはおっしゃるとおりでございまして、今の在留管理制度、平成24年から施行されている在留管理制度を作る以前の外国人登録があったときでも、入管は在留の許可をしていて、入管が許可した後に14日以内に市町村へ行って変更登録してくださいと案内するんですけれども、入管の許可を持っていないと日本にいられないので、仕方ないから仕事を休んで来るんですが、外国人登録制度での変更登録の申請は忙しいので行かないという人が結構いらっしゃって、市町村では把握がしづらくて、非常に困っていたというのがあって、今の在留管理制度をつくるときには、早くやってくれということで強い御要望をいただいていたことを記憶しております。

そういうものにも応える制度として今の在留管理制度ができたわけで,以前よりは大分良くなったはずではあるのですが,ただ,やはりまだ完璧につかめているわけではないという

のが実情なんだろうと思います。

そういう意味で、今、いろんな政府の決定の中でも、在留管理基盤の強化が言われていまして、在留管理をしっかりして情報把握がしやすいようにして、正確な情報を把握する。そうでないと、我々役所もしっかり管理ができませんし、自治体でいろんなサービス行政含めて不都合が生じますので、管理のための情報把握ということはしっかりとしていきたいと思っております。

それから,新制度ができた場合で,かつ2号の方の家族の,またその子供という御趣旨でしょうか。そういうことがもし起きますと,結局のところ,今の在留資格と同じ考え方だと思うんですが,今の在留資格制度の中の考えでいいますと,家族滞在ということで,本体の活動者がいて,家族として認められるのは配偶者と子供までです。したがって,2号の方にとっても,認められるのはその配偶者とその子供ということになりますので,2号の方の子供の子供は自動的に在留資格を認められるということにはならないと思います。ただ,いろんな事情に応じて,人道的に配慮が必要になる場合はあるかもしれませんけれども,当然に認めるべき在留資格ということにはならないのではないかと考えています。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは,大分お待たせしておりますので,ヒアリングに移らせていただきます。

全国知事会様,それから渋澤様からの発言に当たりましては,資料3を配付しておりますので,御覧いただければと思います。

まず,全国知事会を代表して青木清人様からお話を伺いたいと思います。よろしくお願い します。

全国知事会 愛知県多文化共生推進室長の青木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は,大村愛知県知事が全国知事会の新たな外国人材の受入れプロジェクトチーム・リーダーということで,プロジェクトチームの提言の内容と,愛知県における多文化共生の取組などについて御説明,御紹介をさせていただきたいと存じます。

資料3の を御覧いただきたいと思います。初めに1ページの下の枠でございますが, 「新たな外国人材の受入れプロジェクトチーム 国への提言」についてでございます。

新たな在留資格創設による外国人材の受入れにつきましては,生活者としての外国人が広く全国に定着していくということであり,大村知事は地域の社会経済に非常に大きなインパクトを与えることになると認識しておりまして,7月に開かれました全国知事会議の場で,プロジェクトチームの設置を提案いたしまして了承されまして,リーダーを務めることになりました。

そして,このプロジェクトチームにおきまして,各都道府県のそれぞれの意見を「外国人材の受入れ・共生に向けた提言」として8月末に取りまとめまして,杉田内閣官房副長官, 上川法務大臣に大村知事自らが提言を手渡して,要請をさせていただいております。

提言の内容につきましては,その下段の部分, と に分かれておりまして, が「新たな外国人材の受入れ業種について」, として「多文化共生社会の実現について」という形になっております。

別添として、提言の本体も御用意させていただきましたので、御覧ください。

別添の3ページ以降を御覧いただきたいと思います。ここからが「多文化共生社会の実現 について」という中身の提言になっております。 まず,1の「多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり」では,外国人を受け入れる地方自治体等の意見を十分に聴取して反映させていただきたいというようなことの3点が,提言として取りまとめてございます。

それから,時間がないので,ちょっとはしょって申し訳ございませんが,おめくりいただきまして,4ページを御覧ください。

2の「外国人を対象とした日本語教育等の充実や就学支援」ということで,ここも(3)までありますが,例えば全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みを構築していただきたいであるとか,不就学の外国人の子供の就学の促進などを図っていただきたいなどの提言が盛り込まれております。

それから,5ページ以降を御覧いただきますと,3として「外国人材が働きやすい環境の整備」,4として「外国人が安全に安心して暮らすための生活支援」という提言をさせていただいています。

御紹介できる時間がございませんが,総合的対応策の検討に当たりましては,是非御検討をよろしくお願いいたします。

それから, 先ほどの資料に戻っていただきまして, 今度は2ページになります。

ここからは,私たちが日々取り組んでおります愛知県の多文化共生の取組を御紹介させていただきたいと思います。

2にございますように、初めに「愛知県の外国人の状況」でございますけれども、在留外国人統計の速報値によりますと、本年6月末現在、第1位の東京都は55万5、053人で、愛知県は25万1、823人、第2位というような状況になっております。

それから,下の枠を見ていただきますと,これは日本語指導が必要な外国人児童生徒の数でございますが,7,277人ということで,神奈川県の倍ぐらい,突出して多い状況になっております。

それから,3ページのグラフも御用意させていただきました。これは,過去からの愛知県の状況でございますけれども,2008年(平成20年)の頃までは,やはリブラジル人を中心に右肩上がりに増えてきておりまして,一時期,景気の後退により減少いたしましたけれども,2013年(平成25年)からは再び増加に転じている状況です。

国籍別では,まだまだブラジル人の方が多いんですけれども,最近はフィリピンであるとか,ベトナムなどのアジア圏の出身者が増えております。

こうした状況にある愛知県でございますので、その下にありますように、2008年から「あいち多文化共生推進プラン」というものを5年ごとに改定しながら、多文化共生社会づくりに一生懸命取り組んでいるところでございます。

それで、現在は第3次プランになっておりまして、本年3月に策定しております「あいち 多文化共生推進プラン2022」でございます。基本目標といたしまして、「多文化共生社 会の形成による豊かで活力ある地域づくり」を掲げておりまして、日本語教育など様々な取 組を展開しているところでございます。

それから,このプランの中では,施策目標ということで , にございますようなライフサイクルに応じた継続的な支援を行っていこうということで ,目標の一つに掲げております。 言葉の壁 , それから制度の壁 , 心の壁というように , 外国人特有の課題がございます。ライフサイクル全般を見渡して , 継続的な支援の観点から , 福祉 , 医療 , 教育 , 防災などとの連

携を視野に入れて施策を推進していこうという中身になっています。

170の具体的な施策がございますので,主立ったものをちょっと表にまとめてまいりましたので,4ページ以降を御覧ください。

初めが,「外国人を対象とした日本語教育の充実」ということで,上の段でございますけれども,これは日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍数に応じて,該当の学校へ日本語教育適応学級担当教員を配置しております。配置は平成4年度から開始しておりますが,対象となる児童生徒の増加に伴い,年々規模を拡大しておりまして,30年度は433名の担当教員を配置しているところでございます。

それから,その下でございますが,県の教育機関,教育事務所に語学相談員を配置しております。管内の小中学校を訪問いたしまして,日本語指導や母語指導,教育相談,保護者会等での通訳,連絡文書の翻訳等といった支援を行っているところでございます。

平成30年度は、ポルトガル語4名、スペイン語4名、フィリピノ語3名の計11名の語 学相談員の配置となっております。

それから,下の枠でございますが,こちらは県立高等学校における支援でございます。県立高等学校に生徒の母語に堪能な外国人生徒教育支援員を配置しております。平成29年度の実績としましては,89名の支援員を配置し,支援を受けた生徒は360名となっております。本年度も前年度同様の89名で配置しております。

それから,高等学校入学者選抜に対する配慮も行っておりまして,外国人生徒及び中国帰国生徒等に係る入学選抜につきましては,県立高等学校9校で実施しております。学力検査は,国語,数学及び外国語(英語)の基礎的な内容といたしまして,一般選抜の学力検査とは別に行っております。問題の漢字にはルビを付しまして,英語の聞き取り検査は行わず,面接は個人面接をやっております。

それから,定時制課程の前期選抜における外国人生徒等に係る受験上の配慮といたしまして,出身中学校長等から「外国人生徒等にかかる受験上の配慮に関する申請書」の提出があった入学志願者に対しては,国語,数学及び英語の基礎的な内容である基礎学力検査を行う場合,基礎学力検査については,漢字にはルビを付した問題によって行い,面接については,外国人生徒等の事情に配慮いたしまして,個人面接を行うといった措置もとっております。

それから,5ページに移りまして,4の「日本語学習支援基金事業」でございますけれども,これは,地元の経済界や企業様と協力して立ち上げたものでございまして,その運用により,地域のNPOや外国人学校が運営する外国人児童生徒向けの日本語教室に対しまして,運営費の助成ですとか学習教材の給付などを行っております。

基金は、平成20年度からやっておりまして、10年間で延べ647教室、88校に対して、金額で申しますと、約2億9、000万円を支援させていただいております。

それから、その下の多文化子育でサロンというのは、今年からの取組でございますけれども、言語習得を行う場合には、やはり乳幼児期からの日本語教育が大変重要であると認識しておりまして、今年度から県内3か所でやっているところなんですけれども、乳幼児を持つ外国人の県民の皆様に、日本人親子との交流の中で子供に言葉を教えるポイントなどを学んでいただこうという取組をやっております。

それから,6ページを御覧いただきますと,これは外国人の児童生徒のために,意識高揚を図るためにやっているものでございまして,日本語によるスピーチコンテスト,結構これ

は評判が良く,27年度から毎年やっておりまして,今年度,81名の小中学生の応募がございまして,是非こういった取組も全国的にできたらなと考えております。国においても御検討いただければと思っております。

それから,その下の「地域における初期日本語教育モデル事業」でございますけれども, これは本年度,文化庁の生活者としての外国人のための日本語教育事業の採択をいただきま して実施している事業でございます。

地域のボランティアが行う日本語教室は、日常生活の中で日本語を勉強することができる点で、大きな意義がございまして、来日して間がなく、日本語がほとんど分からない外国人の方への日本語教育は専門性が高いという、ボランティアだけでは限界があるということでこういう事業を始めたんですけれども、専門機関の協力を得まして、簡単な日常会話であるとか平仮名を教える教室、それから初期の日本語教育を行う人材の育成、学習教材の作成などを試みているところでございます。

続きまして,7ページに移っていただきまして,「外国人が安心して暮らすための生活支援」で,相談窓口のことを御紹介させていただきたいと思いますけれども,愛知県に国際交流協会というものを設置しておりまして,その中で多文化共生センターというものがあります。外国人県民が抱える子供の教育問題であるとか,DVとか離婚,それから雇用トラブルなどに対しまして,専門知識を持ちます多文化ソーシャルワーカーを配置しまして,解決に向けて継続的に支援を行っている状況でございます。相談件数の中身は,御覧のとおりでございます。

それから,その下は,またこれも新たな今年度からの取組でございますけれども,外国人 県民の相談窓口となる人材を育成していこうということで,自治会等がごみ出しルールなど に関係していろいろ問題を抱える場合が多いものですから,そうした地域住民との円滑なコ ミュニケーションを図っていただくための人材を地域多文化コーディネーターということで 銘打ちまして,育成を図るものでございます。

それから,8ページは,「あいち医療通訳システム」を掲載してございます。

外国人の方が一番困るのが、やはり医療機関での言葉が通じないということだと言われております。このため、あいち医療通訳システム推進協議会というものを設置いたしまして、医師会や県内市町村との協働でやっているものでございますけれども、医療通訳の派遣であるとか、医療通訳等のサービスを平成24年度から本格運用しております。通訳者の養成も行っております。現在、12言語に対応できるまでになっております。

そのほか、大規模災害時には、その下の枠にありますように、「愛知県災害多言語支援センター」を設置するであるとか、9ページにも書いてございますけれども、6の「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」というものを、地元の経済団体の御協力の下、岐阜県、三重県及び名古屋市と共同して、平成20年の1月に策定しております。この理念を今、普及するために、セミナー等の開催を行っているところでございます。こうしたいろいろな取組を、今後も外国人県民の方が増えるということが見込まれますので、一生懸命やっていこうというところであります。

 から国の皆様への提言活動などを行っております。

今年8月にも,関係省庁の皆様に対しまして提言をさせていただきましたので,御記憶にある方もあると存じますが,よろしくお願いしたいと思います。

この中でも,7県1市全ての皆さんがおっしゃっておりますけれども,生活のあらゆる面で日本語教育というのが課題となっているということで,やはりボランティア頼みということではなかなか,人員であるとか予算,能力の面で限界があるということを,各県の皆さんも申しておりましたので,是非国の方としても整備していただければと考えておりますので,どうぞよろしくお願いします。

いろいろな説明をさせていただきましたけれども,最後にこの9月の愛知県議会でも大村 知事が答弁しております内容をちょっと御紹介させていただいて終わりたいと思いますけれ ども,「外国人に対する日本語教育や社会保障,生活支援などは,本来,国が主体的に取り 組むべき課題であると認識していますが,外国人県民が多く在住する愛知県としても,引き 続き市町村や関係機関,NPO,企業などと連携・協働いたしまして,多文化共生社会の実 現に向けた取組をしっかりと進めてまいる」と答弁しております。皆様方,何とぞ御理解の ほど,どうぞよろしくお願いいたします。

私からの発表は以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 青木様,どうもありがとうございました。全国知事会として愛知県における多文化共生に向けた取組を中心にお話をいただきました。

引き続きまして,渋澤様からお話を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。 シブサワ・アンド・カンパニー株式会社 皆様,初めまして,シブサワ・アンド・カンパニ ーの渋澤と申します。

本日は、このような発表の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に,お断りしますと,私はこの分野の専門家ではございません。単なる中小企業の経営者でありまして,この分野に関心を持ち始めたのはちょうど1年ぐらい前,技能実習生にこういう課題があったんだということに私自身が気づいたことによるものでございます。

その後,今年の3月に日経新聞の報道で,ベトナム人の技能実習生が,東北の方で除染の作業と知らずやらされていたという記事を読みまして,私は一日本人として恥じ,そして怒りを感じたんですね。これをこのまま放置すると,これは2020年に向けて,外国から非常に冷たい目で見られる。これは本当に大変なことになるんじゃないのかなということに感じて,そこに共感していたメンバーがいましたので,我々のその思いを河野大臣にお伝えしようということで,御面会いただきました。

その席では我々の思いを伝えて、それで終わりと思っていたところ、河野大臣から有識者会議を形成して、そこで民間レベルでまとめて、提言をまとめてみたらいかがかというアドバイスをいただきまして、その関係で、皆様のお手元にある資料である資料3の 【別添】ですね、「より適正で包括的な外国人労働者政策の実現を」を取りまとめたものです。

ですから,この外国人労働者政策有識者会合というのは,本当に民間ベースで立ち上がったグループであります。そのメンバーは,この提言書の15ページにございます。大臣からそのようなアドバイスをいただいたときに,専門家の方々も入っていただいて,6人という少人数でまとめた提言書でございます。

そういう意味では,この検討会で皆さんが議論されていること,精通されている内容と比

べて,かなりまだ粗いことだと思いますけれども,今日の発表というのは,ある意味で,一 民間の目線から見てこのような課題があるということで,御参考にしていただければと思い ます。

この資料の「外国人労働者との共生を促進する施策」を使ってお話させていただきたいと 思います。

この提言書プラスいろいろ更に話し合いまして,そこを補足する形で,5つのポイントをここに挙げております。先ほど青木様からお話あったように,日本語の習得支援ですね。あとは,生活インフラ整備,相互理解支援,ここはこの討議会でどれほど議論されたか分からないんですけれども,転職の自由度を緩和して,客観的な労働市場テストというのが必要じゃないかということと,新しい枠組みの運用体制の設置が必要なんじゃないかということが5つのポイントになります。

ページをめくっていただきまして,1番目の項目の日本語の習得の支援でございます。 我々は,これが非常にある意味で大事な鍵であると考えています。青木様からもありました けれども,日本語をある程度きちんと理解した上で,共生というのは可能になるかと思って います。

ところが,日本語の留学生の勉強とか,そういう学問的な勉強ではなくて,先ほどもちょっと話がありましたけれども,生活とか,あるいは仕事に特化したような日本語の教育が必要なんじゃないかなと思っています。

それがベースでありますと、当然ながら、ここに書いてあるように、必要な労働に関する 知識や技能というのが得られやすくなりますし、現場での安全衛生の向上とか、労災の被害 の減少を図ることができるんじゃないかなと期待しております。

あと,我々がここで提案しているのは,外国の例もあるようですが,大きく外国人労働の考え方がシフトしている中,このように外国人基本法のようなものがあっての検討に入ってもいいのではないかなと我々考えております。これは,もちろん日本語教育ということだけではなくて,総括的なことと考えております。

この日本語教育のことで見ますと、例えば国際交流基金は、海外における日本語の教育を外国人にやっているということがあって、先ほどお話があったように、文部科学省が国内を担当するというすみ分けがあるというのは、それなりの理由があるかと思うんですけれども、外国人労働者ということになりますと、それは2つに分けるより、もしかすると、このように新法案で一本化した方がシームレスになるのではないのかなと我々は考えています。

あと、日本語習得のところで、我々が大事なポイントと思っているのは、なるべくコストを全て外国人労働者に負担させるということじゃなくて、それは外国人労働者から受益を受ける企業側、あるいは日本社会、そういうところからも、財源のところの負担というところもいろ考えなきゃいけないのではないのかなと考えております。

このようなものは,先ほど青木様の発表にもありましたように,いろいろもう自治体で取り組んでいることもあるかと思いますので,先ほど話があったように,自治体間とベストプラクティスというものをもっと共有していただいて,もうちょっと公にそれが分かるような形にしていければいいのではないかなと,青木様の話をお伺いして感じたところであります。

次に,2の「生活インフラ整備」について説明します。

ここのところもいろいろ,本検討会でいろんな議論がなされているかと思っているんです

けれども,その中で我々一つ着目しているのは,実は金融サービスのところであります。話によりますと,地域の金融機関はマネーロンダリングとかいろいろな懸念,あるいは恐らく慣習がないので面倒というところもあるかと思うんですが,外国人の銀行口座開設に消極的なところが多いという話をよく聞きます。

そうしますと,現金払い,現金をもらうということになりますと,中抜きされてしまうようなこともあるんじゃないかなと思いますので,何かもうちょっとインフラが必要なんじゃないかなと思っております。

現在,政府の規制改革会議において,このような給与のペイロールカード,これはプリペイドカードみたいなものだと理解しているんですけれども,それが検討されているようなんですね。それがあれば,雇用している企業はそこに振り込むということができますので,ちゃんとお金の動きの管理,可視化ができるんではないのかなと考えております。

先ほどの医療サービスというのは、既に青木様からお話いただき、我々もそこは重要だと思っていまして、やはり、外国人労働者というのは若い世代の皆さんなので、スマホとかを持っているかと思います。ですから、そういう意味で、オンラインサービスとかそういうところの設置の検討があってもいいんじゃないかなと我々は思っております。

3つ目ですけれども,相互理解は,極めて重要なポイントだと思っていまして,例えばこれはもう自治体の方はやっているのかもしれませんけれども,義務教育の中で外国人との共生を考える授業を導入したらいかがかなと思っております。

私は子供のころ東京で育ったんですけれども,私が50年ぐらい前に行っていた公立小学校がまだありまして,私の子供たちが行っていたときに,すごく外国人が増えたなという印象を受けました。本当に私が子供の頃と比べると,公立小学校でも全然風景が違うということを考えますと,そういうことは既に行っているのかもしれませんけれども,もうちょっと意識的に義務教育での外国人と共生ということは,是非お願いしたいなと思っております。

地域社会でのセミナーについては、先ほど青木様からも発表がありましたので、あえてここでまた言う必要はないかもしれませんけれども、これも極めて我々は重要だと思っていまして、こういうところにきちんと予算を付けるということも必要じゃないかなと思います。

あと、マスコミは、これは行政の皆さんが何かできるということじゃないと思うんですけれども、差別・ヘイトにつながるマイナスのニュースだけではなく、共生成功事例などポジティブなプラスのニュースがあってほしいなということは思うところであります。

次のページですが,これは多分,一番制度的には面倒ですので,なかなか検討しづらいところかと思うんですけれども,技能実習生のところの問題,人権の問題と言ってもいいかと思います。やはり,転職の自由度がないということになると,お金を借金して日本に来て,それで労働の現場,仕事がかなりものすごく悪い状態であっても,なかなか辞められない。辞めたいと言ったら,おまえ帰れということで,借金を抱えていますから,逃げてしまうという,そのような,全てがそういうことじゃないと私は理解していますけれども,そういうことも少なくないなということを考えますと,転職の自由度の緩和が必要なのではないかと思います。

もう一つは,例えば景気が将来鈍化したときに,日本の労働者との間の悪い関係がなるべく起こらないように,やはり受入れもさあどうぞということではなくて,ある程度規制した方がよろしいんではないかと。それも,客観的な数字を使った方がよろしいんじゃないかな

と思っていまして,我々が提案したのは有効求人倍率なんですね。

最初は総量,全体のところで国別というところの人数というのはあるかと思うんですけれども,あとは分野別と地域別です。例えば有効求人倍率が3以上であれば,もう全然人が足らないということになりますので,その分野あるいはその地域では,どうぞ外国人労働者に入っていただくということです。そのところでは転職の自由があってもいいんじゃないかと思います。

ここのところでコントロールしないと、最初、入国したときには有効求人倍率が高い地域に入って、そこで今度は例えばみんな東京の方が給料が高いと思って東京に来てとか、いろいろなことがあるかと思いますので、やはり何かの数字を使ってコントロールする必要があるんじゃないのかなと我々考えておりまして、そのためには、モニタリング・コントロールするような機関が当然必要になるんじゃないかなと思います。

そういう意味では、簡単なことではないというのは、我々は理解しているんですけれども、このように外国人労働者政策が大きくかじを切ろうとしているときには、ここら辺はもうちょっと丁寧に議論して進めた方がよろしいんではないのかなというのが、我々の有識者会議の考えではあります。

そういう意味で、最後の5点のところなんですけれども、そういう意味では、外国人労働者政策を検討する省庁横断的な組織というのが必要なんではないのかなと思います。このような検討会があるのは、このように各省庁が情報共有するという形で理解していますから、やはりそこでは横断するような組織が必要であって、できれば、そこには担当大臣を置いてもよろしいんじゃないのかなと思うところがあります。

そして、やはり最後のこのポイントが、ここはやはり自分にとって、こんな世界が日本にあるんだということでびっくりしたのはここなんですね。そういう今、ある意味で外国人から不当に搾取するようなブローカーとかそういう人たちがいるということは、私は1年前まで全然知らなくて、ちょっとびっくりしたところがあるんですね。

ですから,そういう意味では,先ほどあったように,入国管理するということだけではなくて,在留管理という話も先ほど出てきましたけれども,そこをやっぱり外国人がどこに動いているかということのトレーサビリティーということで,やはり民間ベースでやるということだけじゃなくて,公的のガバナンスが入った機関できちんと動きを把握するということが必要なんじゃないかなと思っています。

ですから,ブローカーという存在は,土曜日にNHKの「フェイクニュース」という番組がありまして,たしか来週の土曜日は後半になって,ブローカーの話が出るらしいんですけれども,そういう意味では,多分1年前,国民的に誰も意識してなかったこの問題というのが,NHKのドラマになるぐらいですから,これから更に問題意識として拡大する可能性がありますので,そこら辺は是非丁寧に対応していただけばなと思っております。

簡単ですけれども,私からの説明は以上になります。ありがとうございました。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 渋澤様,どうもありがとうございました。外国人労働者施策について,課題の御指摘,それから御提言をいただきました。

それで,ちょっと時間に限りがございますので,まずお越しいただいたお二人のお話の内容につきまして,委員の方々から御質問等ございますか。

高橋委員,まずお願いします。

高橋委員 愛知県にお伺いします。資料の3の の最後のページで,「自治体間の連携」というところですが,この中で「連携することで効果が高まる事業の協働実施」とありますが, 具体的にどんな事業が連携に向くといいますか,効果が大きいものの例を教えていただければと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 お願いします。

全国知事会 やはり外国人県民が多いところでございまして,同じ問題意識を持ちながら同じ取組,課題等,情報共有できて,自分だけの問題だけでなく,それぞれの課題を整理しながらやれるというところが,1つ大きなポイントになるかと思います。

それから、それぞれでいろいろな意識高揚とか図っているんですけれども、この協働によって、かなり大きな、広範囲でいろいろな取組ができるかなと、広報啓発も含めてですね。 そういった点、情報共有とそういう広報啓発の点で、同じ問題意識を共有しながら、いろい ろな取組が協働でできるという点がすごくいいところだなと思います。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 高橋委員,よろしいですか。

高橋委員 具体的に,どんなところで協働できるかという分野,例えば今までのヒアリングですと,通訳ですね。こういったものは,常時ニーズがあるわけじゃないので,やっぱりそういう面で自治体間の協力があると非常にいいという印象で持っているんですが,それ以外にも,協働することで効果がある具体的な分野というのが,何かあればお聞きしたいんですけれども。

全国知事会 医療通訳なんかですと、割と皆さん同じ意識を持っていて効果があります。具体的にはやれていないんですけれども、皆さん問題意識を持ってやっていますので、特に医療分野、それから災害の分野ですね。災害のときにどういうふうに対処しようかということで、愛知県民だけじゃなくて、三重県からも来ますし、岐阜県からも静岡県からも来るので、そういった広域的な対応ができるというのは、災害とそれから医療の面だと思います。 法務省大臣官房政策立案総括審議官 他の委員の方。

市川委員。

市川委員 では、愛知県にお伺いしたいんですが、資料3の の6ページのところで、日本語教育の充実というところがあって、モデル事業として20回、64時間のカリキュラムで日本語教室をやったとなっているんですが、もし分かればですが、どれぐらいの費用が1人当たりかかるのでしょうか。

あと,これを継続していく,あるいは広げていくときにどういったことが必要になるのか。 先ほど,事業を受託する側の過度な負担にならないようにという話もありましたけれども, どういう立て付けが考えられるのかというようなことがあれば,教えていただければと思い ます。

全国知事会 こちらは,本当に今までボランティアがやってらっしゃった日本語教育とは別に,更に初期のものからやろうということで,基本的に文化庁の予算をいただいて,初めてやるものですから,どれぐらいの費用でどういうものをやったらいいかと,今,一生懸命それを調べて,具体化しようかというところで,これからどのぐらいの費用がかかるかというのが見えてくるかと思います。9月から始めたばかりで,その辺のモデル的なことを今検討,研究中でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 青山委員。

青山委員 ありがとうございます。

愛知県に2点質問がございます。1点目は,資料3 - の9ページに記載がある,6「外国人が働きやすい環境の整備」についてです。ここでは,平成20年1月に「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を策定され,岐阜県,三重県,名古屋市と協働によるセミナーを開催しているという記載がございますが,このようなセミナーや講習会はどの程度の頻度で開催されているのでしょうか。

2点目は、同資料の3ページに記載のある、5か年ごとの多文化共生推進プランにおける「支援のつながり」「人とのつながり」「地域とのつながり」という施策の目標についてです。愛知県では、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」と、この多文化共生推進プランの施策目標の関連性についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

全国知事会 まず,憲章の方ですけれども,なかなかこれだけの横のつながりでセミナーを やろうとすると,日程的にもいろいろ問題あるもんですから,年2回ほどやらせていただい ております。企業の担当の方たちを招いて,いろいろな意識啓発に努めているところでございます。

それから,プランの中での憲章の位置付けでございますけれども,労働環境の改善というところは,ライフサイクルに応じた継続的な支援の中で,乳幼児期であるとか子供期であるとか青年期であるとか成人期とか,それぞれ期によってそれぞれやることが違っているので,その中で,特に青年期から成人期にかけての労働環境の改善というところに,この憲章を踏まえた理念を普及していくというところが位置付けられております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 他の委員の方,よろしいですか。

役所の方は,今日のお二人の御指摘を踏まえて,検討していただくということでよろしいですか。

その検討に当たり,どうしてもここはお聞きしておきたいということがございますでしょうか。よろしいですか。

では,御指摘を踏まえて,この検討会でも検討を続けていくということにしたいと思います。

それでは,お二方,どうもありがとうございました。

それでは、時間の限りもあるので、恐縮ですが、次に移らせていただきます。

総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策(2)につきまして,まず事務局から説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 事務局でございます。

資料4を御覧ください。「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る取組の現状・課題・対応策(2)」というタイトルの資料でございます。

本日は,総合的対応策の検討の方向性,つまり中間取りまとめでの項目「4 外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組」と,それから項目「5 新たな在留管理体制の構築」について検討いただきたいと考えてございます。その部分の検討をいただくための資料になってございます。

まず,1ページ目の項目4(1)についてでございますけれども,このペーパーの欄,斜字体で記載している部分がございます。 の「受入れ企業又は登録支援機関が行う支援の具

体化」、それから の「新たな外国人材の円滑な受入れの促進」のうちの上段の部分、それから2ページ目ですけれども、(2)「生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストの改訂」、この3点なんですけれども、これはいずれも斜字体になってございます。といいますのは、冒頭で法務省入管局から説明させていただきましたとおり、この3点につきましては、実は新しい受入れ制度の中で、政府基本方針でありますとか、分野別運用方針でありますとか、法務省令の中で決めていくという立て付けになってございます。したがいまして、これらの項目につきましては、本検討会ではなく、そちらの検討に委ねたいと考えてございまして、斜字体という形で表記させていただいております。

それでは、それ以外の部分の説明に移らせていただきます。

1ページ目,項目4(1)「 悪質な仲介事業者等の排除」につきましては,在留資格認定証明書交付申請時に悪質な仲介事業者を排除するための措置を講じるとともに,その存在が判明した場合は所要の措置を検討することとしております。

それから, の下段,外国人材に対する学習支援では,外国人材の受入れが円滑に進むよう,外国人材の学習を支援することとしております。

また, でございますけれども,「在外公館等を通じた新たな受入れ制度の周知・広報」では,新しい受入れ制度について,在外公館のホームページや窓口において広報を行うとしております。

続いて,2ページ目,「(2)海外における日本語教育の充実」でございます。これは, 国際交流基金を活用して,教材等の開発,現地語による日本語教育ができる現地教師の育成, 日本語教師を派遣する事業などが取りまとめて記載されてございます。

それから,3ページ目の項目5に移ります。「(1)在留資格手続の円滑化・迅速化」では,「 在留資格手続のオンライン申請の開始」について,今年度中に申請手続の一部を開始するとしてございます。

続いて,ちょっと駆け足ですが,4ページ目の「(2)在留管理基盤の強化」では,「 外国人の在留状況,雇用状況の正確な把握」において,法務省と厚生労働省で情報を共有し, 外国人の就労状況を正確に把握することとしております。

それから,「業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築」では,外国人材の就労状況を正確に把握する仕組みを検討し,今年度中に結論を得ることとしてございます。

続いて,5ページ目の「(3)不法滞在者等への対策強化」についてでございますが,不 法滞在者に対しましては,関係機関が協力関係を強化した摘発でありますとか,不法就労等 の防止に向けた広報啓発活動などに努めるということが記載されてございます。

この資料,6ページ目と7ページ目がありますが,これはちょっと視点が違いますので, また後ほど説明をさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは,まず初めに法務省から,項目4(1)「 保証金・違約金を徴収するなど悪質な仲介事業者等の排除」について,補足説明をさせてい ただきます。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

悪質な仲介事業者等の排除につきましては,新しい在留資格による外国人材の受入れのみ

ならず,従来から問題でございますので,他の在留資格での外国人の入国・在留手続においても極めて重要であると認識をしております。

保証金ですとか違約金を徴収するなどの悪質な仲介事業者の介在が疑われる場合には、御本人からインタビューをするなど引き続き厳正な審査を行って、悪質な仲介事業者等の排除に努めていきたいと考えております。

これまで,送出しの機関が保証金ですとか違約金を徴収するような事例のあった技能実習制度においては,順次送出し国と政府間の取決めを行ってきております。

留学につきましても先般,悪質な仲介事業者等が横行しているある国と政府間取決めを締結したところでございます。

今後も,外国人の入国・在留に関して,悪質な仲介事業者等の関与が顕在化する等の事情が生じた場合には,関係省庁と連携協議の上で,相手国政府への申入れですとか,情報交換窓口の設定,あるいは場合によっては政府間文書の作成などの所要の措置を検討してまいりたいというふうに考えております。

法務省から以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 関連しまして,この悪質な仲介業者等の排除につきまして,関係省庁から御発言ございますか。

外務省領事局外国人課長 外務省でございます。

今の法務省の御発言に若干の補足でございます。

悪質な仲介業者の排除については,正に我々も同じ問題意識を持ってございます。それに当たりましては,まず国内においての不適切な受入れ機関への対応を含めた取組の強化と,総合的対応策の「検討の方向性」でも記されている,在留資格認定証明書交付審査においての一層の厳正かつ効果的な取組が,いわば「車の両輪」のように進められていくことが非常に重要と思ってございます。

送出し国政府との連携協力というものは不可欠と考えてございまして,悪質な仲介業者等への対策については,送出し国の政府,ハイレベルの関心も高くなっているところでございます。一例を御紹介いたしますと,今月8日に行われました日本とベトナムの首脳会談におきまして,安倍総理から,悪質な仲介業者や不適切な受入れ機関への対策は極めて重要であって,協力していきたいと述べたところ,先方のフック首相から,悪質な仲介業者に対しては,ベトナム政府としてもしっかり協力していくと述べられたというやり取りがあったところでございます。

外務省としては,法務省をはじめ関係省庁と連携しながら,送出し国内における悪質業者の取締り等の協力を得られるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

続きまして,現在,外国人を受け入れている機関及び自治体からも,第2回検討会から今回までの間にヒアリングを行っておりますので,事務局から,その結果につきまして説明いたします。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 事務局から,ヒアリングの状況について御説明いたします。

資料は,先ほどと同様,資料5の関係者ヒアリング結果概要でございます。詳細は,こち

らを後ほど御覧いただければと思います。

外国人を受け入れている建設業及び製造業の方,それから自治体として群馬県の太田市と 大泉町の職員の方からお話を伺いましたので,簡単に御紹介いたします。

企業の方からは,外国人を受け入れるに当たっての心構えとしまして,生活習慣の違いをトラブルとして捉えるのではなく,きちんと指導,注意することが大切であること。トラブルが起こる場合は,受け入れる側にも原因があるように思われるため,外国人に対しても,日本人に接するのと同じように向き合うことが大切であること。それから,海外から来て生活する外国人としては,受入れ国の文化をリスペクトすることが大切であり,そうした外国人を受け入れていくべきであることといった意見がございました。

また,太田市と大泉町の職員の方からは,住民感情に鑑みて,外国人に納税の義務を果たしてもらうことは重要なことであること。それから,手厚過ぎる対応は良くないと,できることとできないことの線引きをしっかりする必要があるといった意見がございました。

簡単ではございますが,以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは,総合的対応策の項目4と5,これに関する 意見交換に移らせていただきます。

有識者の委員の方々から、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

まず,内田委員,お願いします。

村上委員代理 連合の内田です。本日は村上の代理出席でございますが,よろしくお願いいたします。

先ほど御説明をいただきました「新たな外国人材の受入れ制度の実施に向けた取組」ということでございますので,意見を2点と質問を2点させていただきたいと思います。

まず,意見ですけれども,先ほど資料の4にありました登録支援機関の内容,それから3の試験制度実施体制について,「政府基本方針等において検討」ということで斜字体の部分であります。先ほど御説明いただいた部分について,今,詳細は明らかになっていないわけですが,国民の理解や納得を得るためには,どのような技能を持った外国人材が,どのような試験制度を経て入ってくるのか,分野別運用方針も含め,公開された場において,プロセスの透明性を確保しながら検討することが重要と考えておりますので,是非とも検討をよるしくお願いしたいと思います。これは意見の1つ目です。

意見の2つ目でありますけれども,新たな外国人材の受入れ制度につきましては,本日の 資料6,連合から村上の資料が出ておりますけれども,連合の考え方を配付していただいて おります。

外国人労働者の権利保護及び人権の尊重,労働関係法令の遵守の視点を十分踏まえた検討 をよろしくお願いしたいと思います。

次に質問です。まず、厚生労働省に御質問させていただきます。

新たに出入国在留管理庁の設置が提案されております。先ほど申し上げた労働者の権利保護,法令遵守という点からは,在留管理という人の管理の視点だけでは不十分ではないかと考えております。

労働行政としてしっかり連携し,法令を遵守しない事業主等には厳正に対処していくべきであり,そのためにも,都道府県労働局への専門官の増員や予算措置の確保などを行っていくべきだと連合としては考えております。

対応策にはその点について明記されておりませんが,厚生労働省としてどう考えているのか,伺いたいと思います。

昨日,外国人技能実習機構の評議員会が開催されまして,そこでも労働時間の問題,それから賃金の問題について,技能実習生から機構に問合せが来ているという事例も紹介されておりました。この辺のところは相当問題が大きいのではないかというふうに考えておりますので,厚生労働省としての見解をお伺いしたいと思います。

もう1点ですが、法務省に御質問させていただきます。

先ほども保証金・違約金,ブローカーへの対応策について,説明をいただきました。その対応策についてですけれども,「悪質な仲介業者等の存在が疑われる場合には,外国人にインタビューを実施するなど厳正な入国・在留審査を行い」と記載がございます。しかし,インタビューを実施するということは事後的な話であって,悪質なブローカーを排除するためには,そのようなブローカー自体が介在しない仕組みを構築するべきではないかと考えております。

先ほど,その必要性の認識,さらには対応について行っていくという説明がございましたけれども,では,どのような具体策,例えば相手国の対応への具体策,さらには我が国における具体策,そういったものが検討中であればお伺いしたいと思います。

現に技能実習制度においては,法外な保証金や違約金を請求されたという相談が労働組合に来ております。相手国政府の対応,さらには我が国での対応,そういった悪質ブローカーへの対応について,どのように対応するのか,具体的な対応方策を検討されているのであれば,法務省の考え方をお伺いしたいと思います。

以上,厚生労働省と法務省に御質問させていただきます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは,御質問2点について,それぞれ厚生労働省と法務省から回答をよろしくお願いいたします。

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長 厚生労働省でございます。御指摘ありがとうございます。

検討中の新しい受入れ制度も含めて、受け入れた外国人の保護がしっかり図られること、 労働法制がしっかり遵守されるということは大変大事な視点だと考えております。

それで,私ども,事業主の皆様に遵守をいただきたい取組をまとめた指針というものがありまして,その周知,助言,指導に取り組んでおります。主にハローワークで取り組んでおりますが,そのための体制も極力充実を図りながら,しっかり事業主の皆様に働きかけをしていきたいと考えております。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省,お願いします。

法務省入国管理局参事官 法務省でございます。

先ほどの私の御説明はちょっと不十分だったかもしれないのですが,インタビューをしますということを申し上げたのは,確かにインタビューは入国前にできませんので,事後的なことかもしれませんが,技能実習などでいろいろ問題になっているということを踏まえて,今後,新しい制度を作っていくわけなので,当然,過去の問題ということには学びながらやるわけですけれども,保証金を徴収されているですとか,そういう違約金の定めがあるですとか,そういうような場合には,特定技能の外国人としての受入れができないような仕組みにしたいと考えております。

ただ,それを本当に全部発見できるのか,最初から分かるという仕組みというのは,現実に難しい面はあるかもしれないと思います。だからこそ,疑われるような場合には,しっかりインタビューをして本人から聞き取り,先ほどちょっと支援の詳細の中身まで申し上げませんでしたが,今回,支援をしましょうという中には,最初に来たとき,あるいは来る前も含めてですけれども,いろいろガイダンスをする,いろいろな説明をするということまで支援の内容に入れています。

そうすると、そういう中で、実は自分はもしかして、その国においてそういう法外なことをされていたことについて、そこまで不思議に思っていなかったかもしれない。日本に行くために、仕方がない手続だと思っていたとしても、これはだめなんだということで分かるようにしていて、その場合にきちんと相談する連絡先、そういうようなものも、その受入れ機関に言いづらいような事情なんであれば、関係機関ですとかそういうところに相談してくださいということも含めて、周知を図るというようなことにしていきたいと考えています。

そういうことで、結局、そのインタビューで聞き取るということで、それは事後の場合というのはあるかもしれませんけれども、そういうもので把握をしたところについて、先ほど申し上げた外務省からもありましたけれども、場合によってはそれについて送出し国に申入れをしていくということで、その時点で考えると、最初から問題のあるような契約だったり、約束をして日本に来るということがなくなっていくという形で措置をしていきたいというふうに考えております。

技能実習では,政府間で取決めをしたからといって直ちに問題が,その日になくなるわけではないかもしれませんけれども,そういうことによって情報交換をして,こういうところで問題がありましたよということになると,送出しの仕組みから送出し国において排除してくれるなど取り組んでいますので,そういった事例にも学びながら,今回の制度においても問題が生じないように,少なくとも極力少なくなるように取り組んでいきたいと考えてございます。

村上委員代理 両省とも対応いただけるということですけれども,連合は昨日,外国人労働 問題を考えるシンポジウムというのを開催いたしました。一部報道されておりますけれども, その中でも様々な人権に関わる課題や問題が報告されております。

今回は,新たな人材を増やしていこうという拡大の検討でありますけれども,現状においても,課題が顕在化している部分があります。今,両省庁から,取組については検討を行っていくという話がございましたので,引き続きそういった課題について,個別の事情の対応についてもよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

岡部委員,お願いします。

岡部委員 ありがとうございます。

いろいろお話があったので,勉強になりました。その中で,送出し国との連携というお話,興味深く伺いました。外務省の方々と緊密な連携を行っていくということで,私も学者の立場から,それが望ましいのでないかと常々思っておりますので,期待しています。

その上でのコメントです。悪質なケースについては,これを解消すべく二国間内,多国間内の連携を行っていくということ自体はもちろん望ましいことであると思うのですが,今般

の外国人の受入れは,あまり今までよりも熟練の度合いが高くないような人々も多く集まってくるということが見込まれるのではないかと思います。そして,特定2号に移行することができない人も多く含まれるであろうことを考えると,悪質なブローカーなどが原因で,当の外国人本人は悪質ではないのですけれども結果として不法滞在になるというケースが非常に多くなるのではないかということを懸念しています。

その観点から申し上げると、帰還政策を強化するという方向自体は、それはそれでやっていただきたいと思うし、私はもともとヨーロッパ諸国間での出入国管理協力が専門ですが、ヨーロッパの国でも帰還政策に成功している国はないので、日本がそれを徹底的にやれば、ある意味、クリーンなイメージも生じて良い評価につながるのではないかと思います。

ただし、人手不足であるということが原因で受入れをすることが今般の目的であることを考えると、あまり引締めをしてしまっても人が来なくなってしまう。そこはちょっとジレンマだと思いますが、だからといって、取締りを緩くするということはできないと思いますので、厳格な取締り体制を整えた上で、日本に結果的に不法滞在してしまうような人を本国に自発的に帰還させるためのインセンティブが必要だと思います。

そういった観点から,私は前々から,彼らの出身国への開発援助の枠組みの中に本国帰還 政策を取り入れるということを考えています。つまり,日本で何らかの技術を習得したり, あるいは高度な職業の技術や語学力を身に付けた人が本国に帰って,本国で起業したりする 中で,本国で新しい労働市場を作って発展させていくという一連のプロセスに,外務省の支 援や,場合によっては国際機関の支援を投じていくというアイディアはいかがでしょうかと 思います。

そういった,いわば超域的な観点で外国人の保護ということを考えるのであれば,先ほどの提言にあったような日本語の問題も解決しうるし,本人に負担をさせない仕組みを作るという点でもプラスであろうと思います。要するに一度日本に働きに来た人が,帰国後も日本と何らかの連携をするという目的の下で日本語を学ぶということであれば,開発援助の枠組みの中で日本語を学ぶシステムが正当化されると思います。

そういった意味で,少し包括的な考え方でリターンポリシー,つまり帰還政策を,今回の受入れ拡大とセットにして考えていただくという,こういうアイディアはいかがでしょうかということが私からの一つの提案でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 現段階でコメントございますか。

法務省入国管理局参事官 ありがとうございました。

今いただいた貴重な御意見は,局中でもよくそしゃくして,検討の一助にさせていただき たいと思います。ありがとうございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 項目4と5につきまして,それでは,まとめて質問をいただいた方がいいかもしれません。

井上先生から。

井上委員 質問というよりもコメントです。

今,いろいろお話があったとおり,この新しい制度を適切にワークさせるためには,悪質な仲介業者の排除や,受入れ機関での法令遵守,労働賃金水準がやはりキーになってきます。この改善なくしては,将来的には日本に来る外国人自体がだんだん少なくなるという結果を生むのだと思います。

経団連としても,大企業として何ができるのか検討したいと思いますし,もう一つ,やは り何かあった場合の救済措置やその連絡先の周知などは必要だと思います。

外国人御本人にインタビューをするといっても,一旦入ってきた,普通に働いている人に対してインタビューを実施することはなかなか難しい部分もあると思いますし,御本人もそれが問題なのかどうか自体が理解できていないというケースも多分にあると思います。ですから,何かあって困った場合に,救済ができる仕組みも必要だと思います。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

市川委員,お願いします。

市川委員 これまで出た質問と共通する部分があるんですが、登録支援機関の支援なんですけれども、内容が幾つかあって、生活ガイダンスとかオリエンテーションですとか日本語習得支援、こういったものは支援機関でやるのがふさわしい部分もあるかなと思うんですけれども、これも企業や受入れ側に全部丸投げということではなくて、国としても、最低限こういうスタンダードのものをやってくださいよとか、そういったものは是非国としてきちんとしたものをつくっていただきたいなということが1点です。

それを実際に回していくためには、就業時間の中でそういったオリエンテーションであったり、日本語教育であったりをしなきゃいけないわけなので、企業・受入れ機関の中で、就労とそういう教育というものが両立できるようなこともやはり指導していかないと、なかなか就労の時間の方がぐっと大きくなってしまうリスクがあるんじゃないかなと思うので、その点の指導する役割を国に是非持っていただきたいということが2点目です。

それから,今,井上委員からお話があったことと同様なんですが,登録支援機関も含めた支援の中身の中に,外国人からの相談ですとか苦情の受付という問題があって,それは働いているその場所での処遇の問題なわけですね。そうだとすると,受入れ機関に相談するとか,あるいは受入れ機関からお金をもらって委託を受けている登録支援機関に相談をするというのは,実際は難しいと思いまして,そうだとすれば,独立性があるような相談,ホットラインのような相談場所はやはり必要であろうと思います。

そうすると,例えば労基署がホットラインで多言語対応するとか,それから私どものような弁護士会がそういうホットラインを設置するといった形が考えられるので,支援のメニューによってはいろんなルートでの救済の方法を考えていただきたい,支援の仕方を考えていただきたいと思っています。

次に,ブローカー対策については,先ほどもお話があったんですが,一つの理想的な形は,渋澤さんも先ほどおっしゃったように,公的機関が海外に出て,海外で募集もしながら,日本の機関とマッチングするというやり方が一つの在り方だとは思うんですが,なかなかそれが難しいということであるとすれば,やはり二国間の合意を結んでそれをより実効的なものにしていただく必要があると思います。例えば,韓国の例で言えば,あまりにひどい送出し国で,その国が対応をきちんとしていない場合には,もう受入れ自体を止めるというような,実際そういうこともあったようですけれども,そういう厳格な措置を含めて,御検討いただければと思います。

それから,最後の不法滞在対策ですが,在留管理の必要性自体は,これは大事だと思いますし,否定はしないんですけれども,一方で,国際的な目から見て,在留管理あるいは退去

強制の手続が人権のスタンダード,国際的な人権基準にマッチしているのかという視点も必要と思っておりまして,ここ数年,在留特別許可はかなり厳しくなっているなという体感もございますし,収容期間も2年を超えているものがかなりあると聞いています。

そうすると,諸外国でもそうなんですけれども,不法滞在対策というのは,とにかく帰すということは大事ですけれども,その一方で,在留特別許可や,仮放免というものを適切に 運用して,そして在留特別許可と送還をバランスよく運用して不法滞在者を減らしていくというのが,恐らく世界的なやり方だろうと思います。

人権という観点からも、家族の統合などをちゃんと意識しているなということになると、 海外からも評価を受けるということになると思うので、そういう海外からの見え方という意味でも、国際的な人権基準とのバランスを入管手続の中で是非とっていただきたいと思っております。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

青山委員と佐原委員、それから高橋委員、お願いします。

青山委員 ありがとうございます。

今回で外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会は3回目を迎えて,企業に関する項目が多くなりました。私どもでは,入管法の改正案の骨子と,政府基本方針骨子案に対する要望を明日10月25日に意見書としてまとめ関係各省へ御提出する運びとなりました。本日御出席の皆様に御提出いたしますので,お手元に届きましたら,御一読のほどよろしくお願いいたします。

新たな外国人材の受入れ制度の創設は,日本として新たな一歩を踏み出したものであり, 人手不足に苦慮する中小企業が中心になって活用に取り組んでいくものと思っております。

ただし,多くの中小企業では,外国人材の受入れ経験が乏しいと想定されますので,こうした点も考慮いただければと存じます。また,先ほど政府基本方針等で検討されるという御説明がありましたけれども,登録支援機関と受入れ企業の役割については,関係機関・団体等の意見を十分踏まえて設定していただきたいと存じます。

なお,外国人を雇用する際の手続や受入れに係る相談について,様々な窓口がありますが,支援を求める中小企業からは,非常に複雑だという声が上がっておりますので,ワンストップで相談可能な窓口を全国に設置していただければ非常にありがたいと思います。また,ハローワークの機能強化の必要性や,企業と外国人のマッチングの仕組みとその強化,それから皆様からも御意見が出ておりましたが,在留管理基盤の強化の話など,こうした点が非常に重要なテーマ,課題になっているかと考えます。

いずれにしましても,非常に難しい課題を乗り越え,かつ優れた制度にしていただくこと, これが非常に重要であると思っています。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

佐原委員,お願いします。

佐原委員 簡単にお話します。

まず,在留時のトレーサビリティー,本当に書いていただいて,ありがたく思っています。 これは,私たち市にとって命綱であり,市町村としては大変感謝申し上げますので,あとは 充実ぶりというか,その実施をしっかりお願いしたいと思います。 それから,少々誤解されるといけないので説明したいと思います。資料5の4ページに大泉町のさっき少し説明が出ました「手厚すぎる対応は良くない」の部分です。市町村の立場でお話させていただきますと,多分親はこういう対応の仕方をせざるを得ないし,一定の枠組みで対応することになると思うんですが,私たちは子に対してはとことん最後まで面倒を見るという立場をとらざるを得ないというか,とるのが私たち日本の未来のためにもいいことだと思っています。この子たちの中に,どんな才能を持った人がいるか分からないし,英語力とか外国語力でいったら,日本にとっても将来役に立つ子がいっぱい隠れているだろうと思います。

それから,何といったって,子供は将来世界に飛び立ったときに,確実に日本の安全保障にも大きなキーマンになる可能性もあり,いろんなことを考えますと,子供にはとことん私 たちは尽くしていくという基本姿勢を持っています。この気持ちは是非文部科学省に分かっていただけたらと強く思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

高橋委員,お願いします。

高橋委員 悪質な仲介業者の排除というところ,ブローカーの問題ですけれども,先ほども送出し国との関係について,例えば公的機関の関与とか,あるいは送出し国の送出し機関を我が国が認可するとかということも含めて,具体的に送出し国とどういう関係にするのかというところについては,やはりこれから更に議論が必要ではないか,あるいはこの場なのかどうか分かりませんが,議論させていただければというふうに思います。

それから,これに関してもう1点は,新しい制度の下では,地域をまたいだ移動,それから業種をまたいだ移動は無理でも,業種内での移動は認められることになると思います。そうすると,送出し国が関与しない中で,悪質なブローカーが日本人に限らず,同国人も含めてですけれども,そういう人たちが暗躍する危険性もあるわけで,そういう意味では,外国人に対するインタビューだけではなくて,受け入れる事業主の責任だとか,そういうことも含めて,より悪質な業者をチェックするための仕組みというのが必要ではないかと思いますので,そこも更に詰めが必要ではないかと思います。

それからもう1点,2ページ目の国際交流基金等による日本語の専門家云々の話ですが, 先ほども渋澤さんから,内外でシームレス化というお話がありましたけれども,国内ではや っぱり日本語教育人材の質の問題が非常に問われているわけで,そういう意味では,外務省 が具体的な日本語を教える人材について,どういうスタッフを採っておられるのか,あるい は必要な担保ということについてどういうふうに考えておられるのか。これは質問というよ りは,やはりその辺をきちっと内外シームレスに,まさにいい人材が採れるように,確保し ていくための手法というのが必要になってくるのではないかと,質問というよりはコメント になりますが,その辺,これから検討していただく必要があるのではないかということを申 し上げたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

ここで,この点についてはお時間とさせていただき,項目4の(1),(2)に関して, 日本語能力判定テストの実施等について,外務省から補足説明があるというふうに伺ってい ますので,よろしくお願いします。

外務省領事局外国人課長 新たな制度で来られる外国人材,来日後から円滑に生活・就労を行っていただくために,来日前の段階から,母国において十分な日本語能力を身に付けられるように,日本語学習の機会が提供されることが重要だと考えておりまして,先ほども御指摘がありました国際交流基金でございますけれども,海外における日本語教育事業を実施しております。

今回,この新しい外国人材の受入れという,新しいニーズに対応するために,海外における日本語教育の充実を図ることが必要だと認識しておりまして,具体的には,これまでの知見を活用しまして,日本語能力判定試験の実施,それから効果的に日本語教育を行うための教育カリキュラム・教材の開発,それから現地で日本語教育を行う教師の育成,それから日本語教育機関に対する支援の拡充,そういったものを実施していく予定にしております。

先ほども御指摘がございました海外における日本語の教師の育成ですとか,教育カリキュラム・教材の開発,そういったところをよくよくニーズ等々と照らし合わせながら,より良いものにしていくように頑張っていきたいと思います。

以上です。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは,次に,後ほど説明する旨申し上げておりました資料4の6ページ以降の留学生の就職支援について,まずこのテーマを新規項目として取り上げることとなった経緯や,それからこの項目についてもヒアリングを行っていますので,その結果について説明させていただきます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 資料4を御覧いただければと思います。

6ページと7ページに「新規」と書いてありまして,「留学生に対する就職支援」をテーマとして記載させていただいております。留学生に対する就職支援といいますのは,実は総合的対応策の方向性,中間取りまとめの中には項目として存在しませんでした。ただ,あえてこれを今回取り上げさせていただこうと考えまして,この資料を作成しました。

「骨太の方針2018」等において,取組を促進することが求められている重要なテーマですので,ここで取り上げておくべきと判断して,このようにさせていただいたということでございます。

本日お配りしました資料4の6ページ以降に記載されているものは,経済産業省,文部科学省,厚生労働省,法務省,外務省における取組をまとめたものでございます。時間の関係ございますので,中身の説明は次回とさせていただければと思います。

以上が,このテーマを取り上げることとした経緯,ペーパーの作成に関する説明でございます。

それから,第2回検討会の後に,留学生に対する就職支援に関連するヒアリングも行いました。これは,資料5の中に記載されてございますけれども,ヒアリングの対象者としましては,一般社団法人留学生支援ネットワーク事務局長の久保田氏,それから株式会社ソーシャライズ代表取締役の中村氏をお招きしまして,留学生の就職支援についてのヒアリングを行いました。

お二人からは,入社試験として,日本語能力試験N1を要求する企業が8割以上もあるなど,企業が留学生に求める日本語能力が高過ぎるのではないかと。それから,業務に必要なのは,筆記試験等で求められる日本語能力ではなく,日本語のコミュニケーション力である

ため、それについて面接などを工夫して、うまく測定できるように努力すべきではないかといったこと。

それから,学校経営のために,留学生を多く入学させているといった実態もあり,各大学, 専門学校,日本語学校においては,留学生のサポート,就職支援を促す観点から,留学生数 や就職率を開示させるべきではないかといったような意見をいただいてございます。

簡単ではありますが,以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ただいま言及のあったヒアリングに出席されていた市 川委員,今の件についてコメント等ございますでしょうか。

市川委員 留学生の就職の機会を広げることについて,せっかくこれだけ学んでいただいた のにそのまま帰ってしまう人が多いというところは残念なので,前向きに検討していただき たいなと思っております。

それで,法務省では,日本語能力はあっても,専門性という観点で,勉強した専門性と就職先の分野が違うと,もうだめだというようなことが多かったので,その点を今回少し広げて,緩やかに考えていただくという点は,是非進めていただきたいというのが1点です。

もう1つ,今,お話にあったように,企業の中で8割ぐらいは日本語のN1レベルを求めることが多いということで,私の認識では,N1レベルってかなりレベルが高いなというふうに思っているので,それはもちろん業種によってはそういうものが必要なところもあるとは思うんですが,あまり一律にそれを求め過ぎると,ハードルが高くなり過ぎてしまうというところがあるので,これはなかなか簡単に決められる問題ではないんですが,官庁としてもどういうものを勧奨していくのか,進めていくのかということを考えていただくと良いと感じました。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

企業が求める日本語能力は高過ぎるのではないかというお話がヒアリングでもあり,今, 市川委員からも御指摘もあったんですが,経済産業省,何かコメントございますか。

経済産業省経済産業政策局産業人材政策室長 ありがとうございます。

先ほど,まさに市川委員がおっしゃったとおりで,採用の段階で,どの程度の日本語を求めるかというのは,やはり業種ですとか事業規模ですとか,その後の人材育成の方針などを含めて,各社によってばらつきがあるんだろうなと思ってございます。

経産省では、特に中堅中小企業の皆様のサポートということで、採用の段階から、実際に 定着に向けた伴走型のいろいろなサポートを強化していく必要があるんだろうと考えており ます。

また,今回の資料を拝見いたしましたが,留学生においてもやはりグローバル企業を含めた大企業のところが非常に人気があるのかと思います。そういった中でいうと,経団連も先週発表されておりますけれども,正に高度外国人の皆様方の受入れ,活躍というのは,企業の皆さんも方向性としては同じ方向だと思っていますので,どういったことが可能なのかというのは,経団連等含めて,経済界とともに対応していきたいなと思ってございます。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 ちょっと時間が超過しておりますので,この留学生の 就職支援につきましては,更に今後検討していくということで,本日の意見交換はこの辺り にさせていただければと思います。

本日も貴重な御意見を賜りまして,ありがとうございます。

それでは、最後ですが、今後の検討会の進め方について連絡がございます。

法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長 事務局から,今後の進め方について御連絡申し 上げます。

第1回の検討会において,第4回となる次回では,最終取りまとめの素案を提示させていただくと申し上げたところでございます。ただ,これまでの検討会の御議論を踏まえますと,更に検討すべき項目として日本語教育機関の質の確保でありますとか,それから今申し上げました留学生の就職支援などがございます。ですので,次回検討会では,これらについて更に議論をすることとさせていただきたいと考えてございます。

これらの項目について検討が終わった後に素案の提示,それから最終取りまとめというスケジュールで進めさせていただきたいと思います。期限は切られていますので,そこは変えるつもりはございませんので,何とぞ御理解,御協力をお願いいたします。

次回検討会は,11月中下旬の開催を予定しております。詳しい開催日時や議題につきましては,後日,事務局から御連絡いたしますので,よろしくお願いいたします。

以上でございます。

法務省大臣官房政策立案総括審議官 本日は,お忙しい中お集まりいただきまして,ありがとうございました。これで本日の検討会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

- 了 -